

2019春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	保健医療福祉労働組合協議会(ヘルスケア労協)
方針決定日	2019年1月17日
要求提出日	各構成組織ごとに決定する
回答指定日	各構成組織ごとに決定する

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
	・医療・介護・福祉・血液センターの職場に働く労働者が、将来に希望が持てる賃金水準を確保する。
(2) 賃上げ要求	
<ul style="list-style-type: none"> ●月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 	・各構成組織の実情を踏まえ、構成組織ごとにベア要求をおこなう。
●規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	—
●雇用形態間格差の是正 (時給等の引き上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ・時給換算で37円引き上げ要求(連合要求と同じ)。 ・月給制の非正規雇用労働者の賃金については正規雇用労働者と同等の賃上げを要求する。
●男女間賃金格差の是正	—
<ul style="list-style-type: none"> ●企業内最低賃金・初任給 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・年齢別最低到達水準の協定化 ・初任給の引き上げ 	・企業内最低賃金の協約化を目指す。高卒初任給172,500円を要求(連合要求と同じ)。
<ul style="list-style-type: none"> ●一時金 ・一時金の要求基準等 	・各構成組織ごとに実情を踏まえ、昨年を上回る回答をめざす。

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

- ・看護師・介護士等の16時間夜勤の改善に取り組む。
- ・時間外労働を含む長時間労働の改善に取り組む。

- その他
- ・人材育成と教育訓練の充実
- ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備など

(4) 男女平等の推進

- ・各種手当等について、世帯主要件をはじめとした職場における男女差別の実情を点検把握し、男女差別是正の取り組みをすすめる。

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入